別紙１

地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル（第一法規）」

抜粋（120～121ページ）

Ｑ２

（設例）

猶予申請時は受益地の現況地目は農地でしたが、猶予期間中に宅地化されています。ところが、徴収猶予の取消しは行っていません。

（質問）

1）受益地が宅地化されたことで、徴収猶予の効果は自動的に消滅すると解して良いのでしょうか。それとも、猶予の取消しを行うまではその効果は消滅しないものと解すべきでしょうか。

2）今後、あらためて徴収を行うに際して徴収権の消滅時効の期間を計算する際の始期は、①受益地が宅地化されたとき、②当初の猶予決定の時点から5年後、③今後、徴収猶予の取消し決定を行ったときのいずれと解すべきでしょうか。また、その終期は起算点から起算し5年後と解してい良いでしょうか。

Ａ

質問1）徴収猶予の取消しを行うまでは、その効果は消滅していないものと解すべきです。

質問2）

①受益地が宅地化されたのが当初の徴収猶予から5年経過前である場合

質問1）の回答のとおり、宅地化されたとしても当然に徴収猶予期間が終了するものではありません。したがって、徴収猶予の取消し決定を行った場合には、取消し決定通知到達日の翌日から5年間の消滅時効期間が開始し、取消し決定を行っていない場合には、当初の徴収猶予期間満了日の翌日から消滅時効期間が進行すると考えられます。